

事 業 報 告 書

(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月 30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 正博会 清水歯科医院
① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
■ その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県川口市新堀町 3番 2号
- (3) 設立認可年月日 平成 4年 6月 10日
- (4) 設立登記年月日 平成 4年 8月 12日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	清水歯科医院	埼玉県川口市新堀町 3番 2号	一般病床 無床

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 4年 8月 24日 令和 3年度決算の決定
令和 5年 6月 24日 令和 5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3-2

法人名 医療法人 正博会 清水歯科医院
 所在地 埼玉県川口市新堀町3番2号

※医療法人整理番号 □□□□□

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	20,030	I 流動負債	2,699
II 固定資産	1,572	II 固定負債	5,411
1 有形固定資産	1,461	(うち医療機関債)	
2 無形固定資産	60	負債合計	8,110
3 その他の資産 (うち保有医療機関債)	50	純資産の部	
		科目	金額
		I 出資金	7,530
		II 積立金	5,962
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	13,492
資産合計	21,602	負債・純資産合計	21,602

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とともに、代替基金の科目を削除すること。

様式 4-2

法人名 医療法人 正博会 清水歯科医院
 所在地 埼玉県川口市新堀町3番2号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	34,483
2 事業費用	33,596
本来業務事業利益	887
事業利益	887
II 事業外収益	805
III 事業外費用	
IV 特別利益	1,692
V 特別損失	
税引前当期純利益	1,692
法人税等	232
当期純利益	1,460

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 正博会 清水歯科医院
所在地 埼玉県川口市新堀町3番2号

※医療法人整理番号

財産目録
(令和5年 6月30日現在)

1. 資産額	21,602千円
2. 負債額	8,110千円
3. 純資産額	13,492千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	20,030
B 固定資産	1,572
C 資産合計	(A+B) 21,602
D 負債合計	8,110
E 純資産	(C-D) 13,492

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建物	(□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

法人名 医療法人 正博会 潟水歯科医院
 所在地 埼玉県川口市新堀町3番2号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 正博会 清水歯科医院
理事長 清水 学 殿

私は、医療法人 正博会 清水歯科医院 の令和 4会計年度（令和 4年 7月 1日から令和 5年 6月 30 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 8月 25日

医療法人 正博会 清水歯科医院

監 事 斎 藤 美 花

629